

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においては、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎が、その患者数が合計350万人以上とされるほど蔓延しているが、これが国の責めに帰すべき事由によるものであることは、「肝炎対策基本法」、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」及び「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」からも認められるところである。

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、その対象となる医療については、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療とに限定されている。このため、医療費助成の対象から外れている患者数は相当数にのぼり、特に、肝硬変・肝がん患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多いなど、生活に困難をきたしているという状況にある。

また、肝硬変を中心とする肝疾患については、身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないという実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援という実効性を発揮できていないとの指摘がなされているところである。

更に、平成23年12月の「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたものの、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的措置を何ら講じていない。

肝硬変・肝がんの患者については、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない喫緊の課題である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く求める。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
2. 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること